

Q（１）運動部活動の位置づけはどうなっているか。

A 中・高等学校の学習指導要領総則に部活動について明記されており、学校教育の一環である。

なお、総則に明記されている内容は下記のとおりである。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

運動部活動の意義と留意点については、中学校では、学習指導要領解説保健体育編P 2 4 6、高等学校では、学習指導要領解説保健体育編P 2 3 1に示されており、本書P 1 1にも示したので、十分理解の上、指導に当たること。



Q (2) 練習試合や大会等に参加する場合は、どのようなことに留意すればよいか。

A 次のことに留意する。

- ① 計画の立案前に、練習試合や大会等への参加が、部活動の適正な運営の範囲内であること（学校の設置者が定める「設置する学校に係る運動部活動の方針」や学校が定める「学校の運動部活動に係る活動方針」の内容に沿っていること）を確認する。  
〈参考〉「中学校における運動部活動の指針」より
  - 練習試合は、原則として県内とする。
  - 練習試合は、月3回以内とする。
  - 大会は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は、中学校体育連盟主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
  - このほかの大会参加は、学校の設置者が定める大会数の範囲内とする。（県立中学校の場合、「10回以内」。）
- ② 練習試合や大会等への参加について、保護者等の同意を得る。経費が必要な場合は、特に事前の同意が必要である。
- ③ 顧問は、事前に、大会名（練習試合の場合は、対戦相手）、主催者、期日、会場、時間、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。  
県立学校の場合、県外で活動（練習試合や大会等への参加）を実施する場合は、県教育委員会に届け出る。（様式については、後掲の各種様式36、37ページを参照する。）
- ④ 生徒の輸送が伴う場合、生徒の安全の確保及び十分な補償体制を整える。そのため、交通手段は、原則、公共交通機関（バス会社の貸切バスは、公共交通機関の一つ。）を利用する。
- ⑤ 大会（練習試合）当日は、計画書に沿った活動を行うが、生徒の安全確保を最優先しなければならない。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。
- ⑥ 顧問は、活動終了後速やかに、校長に報告を行う。活動の中止や延期になった場合も報告する。  
保護者から遠征費等を徴収した場合は、保護者に対し会計報告を行う。

Q（3）諸事情により顧問が部活動中に参加できない場合は、どのように対応すればよいか。

A 学校が計画する教育活動として行われる運動部活動は、顧問等が練習の場に立ち会い、指導することが原則である。

① 他の教員との連携

他の教員に、練習試合、練習内容、練習場所、練習時の留意点等を事前に連絡し、指導を依頼する。生徒にもそのことを連絡し、その教員の指導を仰ぐよう指導する。

② 危機管理体制の徹底

安全への配慮を十分に行うとともに、緊急時の連絡体制を周知させておく。

また、日常の練習を通して、安全に行う練習の方法や場の確保、自他の安全に留意する態度等を指導する。

③ 練習の中止

顧問等が出張等でその日全く指導できないときには、練習を中止する。



Q(4) 複数校合同の運動部活動、複数校合同チームとはどのようなものか。

A 複数校合同の運動部活動は、少子化等により、その学校の生徒だけでは部を組織し難い、又は、活動成果を十分に期待できないなどの部活動運営上の問題から、休部や廃部をはじめ様々な問題が起きたときに、近隣校の連携・協力により、複数校が合同で行う部活動のことである。

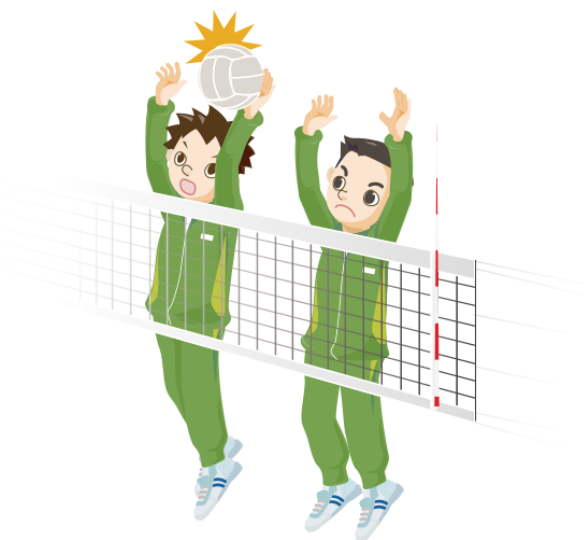
複数校による合同の運動部活動が行う場合は、次のような要件を満たすことが必要である。

- ① 希望する学校に、それぞれ部が設置され、顧問がいること。
- ② 部員不足のために、一校単独では十分な活動ができない、あるいは正規のチームが組めない。
- ③ 学校、生徒、保護者とも希望していること。
- ④ 教職員引率を原則とし、安全に移動ができること。

当該校の運動部が上記の要件を満たし、他校との合同運動部活動を希望する学校の校長は、相手校の校長と調整を行い、関係教育委員会に届けることが必要である。

複数校合同の運動部活動においては、活動中の事故防止とともに移動中の事故防止についても十分注意することが大切である。

また、複数校合同の運動部活動で構成したチームを複数校合同チームと言い、大会参加については、それぞれの大会要項等で規定されている。



Q (5) 部活動中に事故(けが等)が発生した場合は、どのように対応すればよいか。

A まず大切なことは、事故を未然に防ぐ安全管理、安全指導である。しかし、安全管理、安全指導をしていても、事故が発生することがある。そのような場合、次のようなことに留意することが大切である。

[事故発生前]

事故発生時に問われるのが、その時の安全管理、安全指導がどうであったか、ということである。そのことから、日頃から安全面に留意した活動(練習)を計画し、実施しておかなければならない。

[事故発生時]

本書22ページに示した「事故発生時の対応」のとおり、各学校が作成している「事故発生時の対応マニュアル」に沿って対応する。

[事後対応]

① 生徒や保護者への対応

生徒が治療中であれば、完治するまで生徒の状況を見守り、特に、生徒を心理面で支えなければならない。必要に応じて保護者と連絡を取り合う。

② 各種保険機関への対応

運動部活動は、教育活動の一環であることから、活動中に生徒がけが等をして、医療保険の適応を受け、医療費の総額が5,000円以上の場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費の請求対象となる。給付の対象となる範囲等があるので、「災害共済給付の基準に関する規定」を確認する。(日本スポーツ振興センターHP参照。)

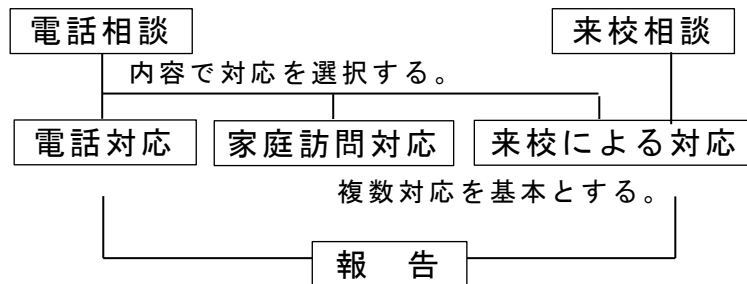
また、財団法人熊本県PTA災害見舞金安全会に加入している生徒及び校長から委嘱を受けた指導者は、死亡見舞金、障害見舞金、歯の負傷で保険外治療が必要な場合の見舞金、交通事故見舞金の給付の対象となる。負傷見舞金は、学校の管理下で行われる運動部活動の場合、適用の対象外となる。給付の対象等の詳細については、熊本県PTA災害見舞金安全会に確認する。

さらに、スポーツ障害保険等に加入している場合は、その給付の対象等について確認する。



Q(6) 保護者や地域の方から運動部活動に関する相談等があった場合は、どのように対応すればよいか。

A 相談内容によって対応が変わることがあるので、臨機応変さが求められるが、基本的に次のように対応することが大切である。



報告は、学校で決められた方法で行う。  
(誰に、いつ、どのように)

#### [留意点]

- ① 記録する。  
次のことを記録し、相談の概要が管理職（教頭）まで伝わるように報告する。
  - ・相談者
  - ・対応者
  - ・相談日時
  - ・相談場所
  - ・相談内容とそれに対する回答内容
- ② 事実を確認する。  
相談された内容が事実とは限らないことがある。関係者への聞き取りなどを通して事実を確認しなければならない。事実確認を行わず相談内容だけを情報源にしてしまうと、間違った対応になることもある。
- ③ 傾聴する。  
相談者の話をしっかり聞くことで、相談の目的が分かってくる。相談内容があつて相談に来られる場合が多数ではあるが、そうでない場合もある。話を聞く中で見えてくるものがある、ということを知っておく。
- ④ 相談する。  
相談があった場合、その対応の方法等について、上司（部活動の担当、学年主任、管理職等）に相談するのがよい。（電話相談の場合は難しい。）相談に対する回答についても、同様に上司に相談する。

Q（7）運動部活動の運営に係る経費の運用は、どのようなことに留意すればよいか。

A 運動部活動の運営に係る経費には、次のようなものがある。

- 練習に必要な用具・消耗品等の購入に係る費用
- 大会参加に係る費用（参加費、交通費、ユニフォーム費等）
- 各種保険代 等

経費の適正な運用のために、次のことに留意することが必要である。

① 保護者の理解を得ること。

運動部活動の運営に係る経費の多くは、保護者が負担する。活動に必要な用具・消耗品等の計画的な購入や参加する大会の精査など、保護者の負担が大きくなり過ぎないように顧問が心がけるとともに、用具・消耗品等の購入や大会への参加について、事前に保護者の理解を得る必要がある。

② 説明責任を果たすこと。

保護者から徴収した金額について、必ず収支決算報告を行う。不明な使途及び金額がないようにしなければならない。

③ 金銭を直接管理しないこと。

顧問は、保護者からの徴収金の管理は、保護者会に依頼する。学校予算に各部活動運営費がある場合も同様に、学校の指示（校長の指導の下）に従い、金銭を直接管理しないようにする。



Q（8）外部人材の活用はどのようなものがあるか。

A 外部指導者と部活動指導員がある。

顧問の専門的な技術指導力が十分でない場合、あるいは、部員への個に応じた指導が困難である場合等に、外部指導者や部活動指導員の導入により学校の教職員以外の人材を活用することができる。

【外部指導者と部活動指導員の主な違い】

名称	外部指導者	部活動指導員
身分		学校職員
任用等	校長が委嘱	設置者が非常勤職員として任用
役割	顧問の教員と連携・協力しながらコーチ等として技術的な指導を行う	教員の代わりに部活動の顧問として指導ができる
大会引率等	単独でできない	単独でできる
謝礼等	各学校で対応（無償、有償）	地方公務員として報酬が支払われる
研修	特に規定はない	義務

【部活動指導員について】

- 中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。（平成29年4月1日に施行）
- 部活動指導員は、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図ることが必要である。
- 部活動指導員が単独で指導や引率ができるようになったことにより、担当教諭等が生徒へ関わる時間や教材研究等を行う時間が確保できるようになる。これにより、働き方改革にもつながる。

【外部指導者について】

- 校長は、外部指導者活用規定等を策定し、外部指導者が、「部活動が学校教育活動の一環であること」を十分理解して指導できるように努め、委嘱する。
- 「外部指導者活用規定」の内容例
  - ・生徒理解、安全確保について
  - ・部活動の目的及び学校の教育方針、部活動の方針、体罰・ハラスメント等のない適正な指導について理解、遵守など

委嘱状（例）

様

あなたを本校〇〇部の外部指導者に委嘱します。

任期は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日とします。

令和〇年〇月〇日

〇〇学校長 〇〇 公印



Q(9) 生徒が大会等に参加する時の交通手段は、どのようにすればよいか。

A 運動部活動としての大会参加、練習試合等における生徒の交通手段は、公共交通機関の利用を原則とする。

※ 教育活動における児童生徒輸送の交通手段について（通知）令和元年（2019年）7月23日付け教高第652号、教義第365号、教特第239号、教体第558号（後掲の資料91ページ参照）

【参考】

次のような交通手段には、それぞれ問題がある。

例1) マイクロバス等の利用

部活動後援会や個人が所有するマイクロバス等を運転中、事故を起こすと、運転者個人の責任が問われることがある。

例2) 保護者の自家用車の利用

保護者が自分の子供以外の児童生徒を輸送中、事故を起こすと、運転者の責任になる。

いずれにしても、安全の確保及び十分な補償体制を整えることが不可欠である。

